

企画業務型裁量労働制の趣旨

経済社会の構造変化や労働者の就業意識の変化等が進む中で、活力ある経済社会を実現していくために、事業活動の中核にある労働者が創造的な能力を十分に発揮し得る環境づくりが必要となっています。労働者の側にも、自らの知識、技術や創造的な能力をいかし、仕事の進め方や時間配分に関し主体性をもって働きたいという意識が高まっています。

こうした状況に対応して、事業の運営上の重要な決定が行われる企業の本社などにおいて企画、立案、調査及び分析を行う労働者を対象とした「企画業務型裁量労働制」が平成12年4月より施行（平成16年1月より一部要件・手続を緩和）されています。

関係労使におかれては、創造性豊かな人材がその能力を存分に発揮しうよう自律的で自由度の高いフレキシブルな働き方の実現のため、本制度の趣旨及び内容を理解され、労働時間管理の在り方を見直し、適正な導入について御検討ください。

企画業務型裁量労働制の導入の流れ

〈対象事業場の考え方〉

企画業務型裁量労働制は、いかなる事業場においても実施することができるということではなく、対象業務が存在する事業場においてのみ実施することができます。→P5

1 労使委員会を設置する→P3

○委員会の要件

- ① 委員会の委員の半数については、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名されていること
- ② 委員会の議事について、議事録が作成・保存されるとともに、労働者に対する周知が図られていること

2 労使委員会で決議する→P5

○決議の要件 委員の5分の4以上の多数決

○必要的決議事項

- ① 対象業務：事業の企画・立案・調査・分析の業務であって、使用者が仕事の進め方・時間配分に具体的指示をしないこととする業務
- ② 対象労働者の範囲：対象業務を適切に遂行するために必要となる知識・経験等を有する者
- ③ みなし労働時間：1日あたりの時間数

- ④ 対象労働者の健康・福祉確保の措置：具体的措置とその措置を実施する旨
- ⑤ 対象労働者の苦情処理の措置：具体的措置とその措置を実施する旨
- ⑥ 労働者の同意を得なければならない旨及びその手続、不同意労働者に不利益な取扱いをしてはならない旨

